

# 企 画 競 争 説 明 書

平成 2 9 年度皇居外苑管理運営委託業務

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

## 平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書募集要領

### 1 総則

平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

### 2 業務内容

本業務の内容は、別添「平成29年度皇居外苑管理運営委託業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

### 3 予算額

業務の予算総額は、108,482千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。  
なお、平成30年度及び平成31年度予算額も同額程度の見込みである。

### 4 契約条件

(1) 契約は、平成29年度のみ単年度契約であるが、平成29年度の業務実績が良好であり、次年度も企画書等に基づいた業務の遂行が可能であると認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度の契約を締結することがある。その場合、平成29年度を含め最長3カ年度継続ができることとする。

ただし、本年度の契約の締結は、平成29年度政府予算案が原案どおり成立することを前提とする。また、次年度以降の契約は、当該年度において所要の予算措置が講じられた場合に行いうるものであり、次年度以降の「予算見込み額」に比較して大幅な予算変更、予算内容の変更等が生じたときには、契約を締結しないことがある。

(2) 業務の一部を再委託する場合は、契約額全体の5割以下とする。

### 5 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省から指名停止措置を講じられている期間中の者でないこと。

(4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(5) 国民公園、都市公園等において、過去3年の間に年間を通じて来園者への利用指導・利用案内を含む管理運営業務の受注実績（業務の一部を再委託した場合を含む）があること。

(6) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 6 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日 時 平成29年2月2日（木）10時00分

(2) 場 所 皇居外苑管理事務所会議室  
千代田区皇居外苑1-1

※ 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。ただし、申請中である場合は企画書等と併せて提出すること。

※ 参加人数は、1社2名以内とする。

※ 本会場にて、企画競争説明書の交付は行わない。

## 7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先

東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 担当：飛島、丸山

TEL：03-3213-0095 FAX：03-3201-1017

### (2) 受付方法

持参又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

### (3) 受付期間

平成29年2月6日（月）までの9時～17時

（持参の場合は平日のみの受付とし、12時～13時を除く。）

### (4) 回答

平成29年2月9日（木）17時までに、企画競争参加者に対してFAXにより行う。

## 8 企画書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類（別添様式2）

① 国民公園、都市公園等において、過去3年の間に年間を通じて来園者への利用指導・利用案内業務を含む管理運営委託業務を受託した実績（業務の一部を再委託した場合を含む）が確認できる資料（公園等の名称、業務内容、業務実施期間、契約額、再委託先及び再委託額が確認できるもの。複数ある場合は全て記載すること。）

② 企画書

③ 経費内訳書

平成29年度皇居外苑管理運営委託業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

④ 提出者の概要（会社概要（パンフレット可）、財務諸表（直近のもの）等）が分かる資料

### (2) 提出期限等

① 提出期限

平成29年2月20日（月）12時

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

7（1）に同じ

③ 提出部数

7部（原本1部＋写し6部でも可）

④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。
- ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
- カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。
- ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 9 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る企画書等の提出に当たっては、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。

## 10 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて企画提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成29年2月21日（火）17時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

## 11 審査の実施

- (1) 審査は、「平成29年度皇居外苑管理運営委託業務の企画書審査の手順」（別添資料1）及び「平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料2）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。  
ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りではない。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 12 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

分任支出負担行為担当官である環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

### ◎添付資料

(別紙) 暴力団排除に関する誓約事項

(別添様式) 皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書等の提出について

(別添資料1) 皇居外苑管理運営委託業務の企画書審査の手順

(別添資料2) 皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表

(別添) 皇居外苑管理運営委託業務の概要及び企画書作成事項

(参考) 委託契約書(案)

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提出することについて同意します。

## 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添様式)

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る  
企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する制約事項に制約します。

- 1 国民公園、都市公園等において、過去3年の間に年間を通じて来園者への利用指導・利用案内を含む管理運営業務の受注実績（業務の一部を再委託した場合を含む）があることが確認できる資料（公園等の名称、業務内容、業務実施期間、契約額、再委託先及び再委託額が確認できるもの。複数ある場合は全て記載すること。）
- 2 企画書
- 3 経費内訳書
- 4 会社概要等

(担当者) 所属部署： 氏 名： TEL/FAX： E-mail：
---

(別添資料1)

## 平成29年度皇居外苑管理運営委託業務の企画書審査の手順

### 1 企画書審査委員会による審査

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所内に設置する「平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

#### 企画書審査委員会の構成

委員長 皇居外苑管理事務所長  
委員 皇居外苑管理事務所次長  
皇居外苑管理事務所北の丸分室長  
外部委員(3名予定)

\*委員長及び委員は、出席が困難な場合は同じ所属部署の者を代理として出席させることができる。

### 2 企画書等の審査方法

(1)「平成29年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添資料2)に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点
・優(十分満足できる)	5点	10点
・良(満足できる)	3点	6点
・可(満足できるレベルよりやや劣る)	1点	2点
・不可(満足できない)	0点	0点

(2)(1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3)平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ①「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ②「優」の数と同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

### 3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を皇居外苑管理事務所長へ報告し、同管理事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

### 4 その他

有効な企画書の提出者が5者を超えた場合には、企画書審査委員会事務局に、選考委員会をおき、選考委員会において、企画書審査委員会で審査する5者を選考するものとする。

なお、選考方法は、2に準ずるものとし、上位5者を選考するものとする。



(別添資料 2)

平成 29 年度皇居外苑管理運営委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

審査項目		審査基準	配点	採点	備考	
1	提案事項	本業務の基本的考え方	10点	点		
		業務内容の組織体制(管理体制・実施体制)	10点	点		
		各業務の連携・補完体制	10点	点		
		業務責任者の実績	10点	点		
		ノウハウの活用	10点	点		
		庭園管理業務の実施体制及び方法等	皇居外苑	10点	点	
			北の丸公園	10点	点	
		清掃業務の実施体制及び方法等	皇居外苑	10点	点	
			北の丸公園	10点	点	
		巡視・利用指導業務の実施体制及び方法等	皇居外苑	10点	点	
			北の丸公園	10点	点	
		台風、大雨、大雪、地震、事故等緊急時への対応	皇居外苑	10点	点	
北の丸公園	10点		点			
インフォメーション業務の提案内容の妥当性	皇居外苑	10点	点			
	北の丸公園	10点	点			
		業務の長期的運営方法	10点	点		
2	業務実績	過去3年間の業務実施実績(実績額、実績年数、実施箇所等)	10点	点		
3	経営状況	経営の健全性	10点	点		
4	積算内訳	提案内容に応じた価格の妥当性	10点	点		
		積算内容の妥当性	10点	点		
5	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	ISO 14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無	5点	点	※下記注参照	
6	組織のワーク・ライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)、次世代育成支援対策推進法(「次世代法」)、青少年の雇用の促進等に関する法律(「若者雇用推進法」)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無	5点	点	※下記注参照	
合計			210点	点		

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】	5点満点	10点満点
・(十分満足できる)	5点	10点
・(満足できる)	3点	6点
・(満足できるレベルよりやや劣る)	1点	2点
・(満足できない)	0点	0点

注)

1. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況に関しては、事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメントシステム認証取得が1つでもあれば、5点の加点を行う。(ただし、企画書提出時点において認証期間中であるものに限る。)
2. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況に関しては次による。なお、複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行う。(ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。)

○女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等)

- ・1段階目(※1) 2点
- ・2段階目(※1) 4点
- ・3段階目 5点
- ・行動計画(※2) 1点

※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。

○次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)

- ・くるみん認定 2点
- ・プラチナくるみん認定 4点

○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)

4点